

1 いじめ防止基本方針について

(1) 目的

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。そこで、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。以下「法」という。)第13条の規定に基づいて、学校や家庭、地域が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むため、「鶺坂小学校いじめ防止基本方針」を策定し、いじめの防止やいじめの早期発見、いじめの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進する。

(2) 基本理念

いじめの防止等の対策はいじめが全ての児童に関わる問題であることから、児童が安心して学習や活動に取り組むことができるように、学校の内外を問わずいじめがなくなることを目指して行う。また、いじめの防止等の対策は、いじめがいじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼし、取り返しのつかない状況も生み出す行為であることについて児童が十分に理解できるように行うようにする。加えて、いじめの防止等の対策は、市、学校、家庭、地域住民だけでなく、国や県、その他の関係者、関係機関がいじめ問題の克服を目指し、連携して取り組むようにする。なお、こうした取組に当たっては、法の規定をはじめとして、国が策定した「いじめの防止等のための基本的な方針」や「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」等の内容を適切に理解したうえで実施する

(3) いじめの定義

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。(法第2条。以下、枠内は法の条文。)

- 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動、塾、スポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団の中の人的関係をいう。
- 「物理的な影響」とは、身体的な影響のみならず、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことをさせられたりすること等を意味する。
- 「心身の苦痛を感じている」と思われるもの、いわゆるグレーゾーンの状況であっても、まず「いじめ」であるとして対処する。

※ いじめの態様の例

- ・冷やかしかやからかい、悪口や脅し文句、嫌がることを言われる。
- ・仲間はずれ、個人・集団から無視をされる。
- ・軽くあるいはひどくぶつかられる、叩かれる、蹴られる。
- ・金品をたかられる、隠される、盗まれる、壊される、捨てられる。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされる、させられる。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

など

2 本校のいじめの実態と課題について

(1) 本校の実態

- 長期的ないじめや陰湿な嫌がらせを行う児童は少ない。
- 友達の気持ちを考えずに、相手の嫌なことを言うてしまう児童がいる。
- 自分の思いを適切な言葉で伝えずに、相手に嫌なことをしてしまう児童がいる。
- 友達との関わりの中で相手の意図を確かめずに叩いたり、蹴ったりする児童がいる。

(2) 本校の課題

- 学級経営や授業の中での生徒指導の充実を図り、いじめや暴力行為等の未然防止や早期発見に努める。
- 友達とコミュニケーションを図ることが苦手な児童がいるので、構造的エンカウンターやソーシャルスキルトレーニング等を通じて、正しく心地よい人間関係づくりに努める。

3 いじめ問題への対応について

(1) いじめの防止のための取組

- 「いじめは人間として絶対に許されない」という共通理解を学校全体で醸成するとともに、自分を大切にできる心と他者を思いやる態度を育てる。
- 道徳教育や人権教育を充実させ、読書活動・体験活動等幅広く体験的に学ぶ機会を設けることで児童の社会性を育み、いじめをしない、させない、許さない態度の育成に努める。
- 児童のコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で主体的に参画できる授業づくりや集団づくりに努める。
- いじめにつながりやすい感情を押さえるために、学校の教育活動全体を通して、自己有用感や自己肯定感を高められるよう努める。
- いじめ問題に関する年間指導計画を作成し、いじめの未然防止のための定期的なアンケートや教職員研修を実施する。
- 教職員の言動が児童を傷付けたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないように、指導の在り方に細心の注意を払う。

(2) いじめの早期発見のための取組

- 休み時間や放課後の児童の様子、日記等での児童との日常的なやりとり、「おはなしカード」や「お話カードミニ」、個人面談や家庭訪問等を通して、アンテナを高くして児童を見守る。
- 教職員は、ささいな兆候や懸念、児童からの訴えを個人で判断せず、速やかに組織で情報共有し対応する。
- 児童・保護者・教職員が相談しやすい体制を整え、保健室や相談室、相談窓口について周知を図るとともに、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等につないで連携することで早期支援につなげる。

(3) いじめが起きたときの対応

①初期対応と認知

- いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
- いじめに該当するか否かの判断は、表面的・形式的に行わず、いじめられた児童の立場に立って判断する。
- いじめの認知は特定の教職員のみで行うのではなく、「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」(法第22条)を活用し、組織的に行う。

②調査と安全確保

- けんかやふざけ合いに見える場合であっても、背景や経緯を丁寧に調査し、児童が感じている被害性に着目して判断する。
- 児童や保護者からの相談や訴えがあった場合には、ささいな兆候であっても丁寧に対応し被害児童の安全確保を最優先とする。
- 被害児童および加害児童双方の保護者に対し、事実関係を適切に伝え、理解と協力を求める。

③組織的対応と関係機関との連携

- いじめを発見・認知した場合は、校内の「いじめ防止対策委員会」で直ちに情報を共有し、組織的に対応する。
- 速やかにいじめの事案の有無を確認し、結果を富山市教育委員会に報告するとともに、事案の内容によっては警察や関係機関を連携して対応する。
- 犯罪行為を伴うもの等、学校や富山市教育委員会で解決が困難な場合には、所轄警察署と相談をして対応する。

④被害児童への支援

- 被害児童の心身の安全を最優先に守り、秘密を守ることを徹底する。
- 「いじめを受ける側が悪いのではない」「助けを求めることは恥ずかしいことではない」というメッセージを伝え、学校として守り姿勢を示す。
- 必要に応じて別室指導や環境調整を行い、安心して学校生活を送れるよう支援する。
- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と連携し、心理的ケアを継続的に行う。

⑤加害児童および周囲の児童への指導

- 複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員、警察官経験者等、外部専門家の協力を得て、いじめの行為をやめさせ、再発防止に努める。また、保護者と連携して対応を行えるよう協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。
- いじめは人格を傷付け、生命・身体・財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる指導を行う。
- 指導に当たっては、いじめを行った児童のプライバシーに十分配慮し、健全な成長を促す観点で行う。
- 傍観していた児童や集団に対しても、いじめを許さない態度と行動の大切さを指導する。

⑥いじめの解消と再発防止

- 謝罪のみで解消とせず、行為が一定期間(目安として3か月)止んでいること、被害児童が心身の苦痛を感じていないことを確認したうえで解消と判断する。
- 解消後も継続的な見守りを行い、再発防止に努める。

⑦ネット・SNS 上のいじめへの対応

- 不適切な書き込み等については、必要に応じて関係機関と連携し、速やかな削除を求める。
- 児童・保護者に対して相談窓口等、関係機関の取組について周知するとともに、学校における情報モラル教育の充実に努め、家庭と連携して SNS 等を利用したいじめの未然防止に努める。

4 重大事態への対応について

(1) 重大事態とは

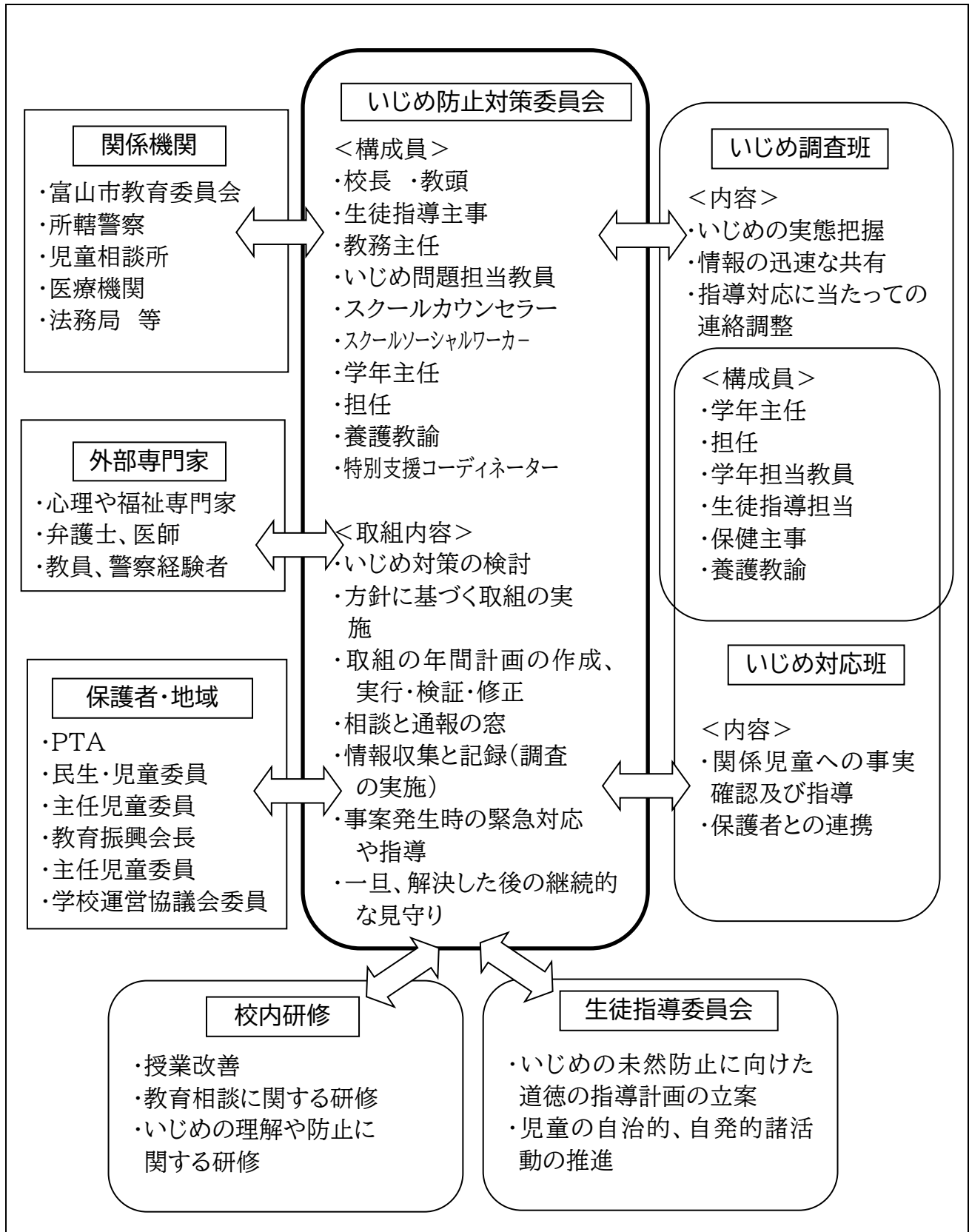
- ① 「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」(児童が自殺を企図した場合等)
- ② 「いじめにより当該学校に在籍する児童等の相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」(年間30日を目安として、一定期間連続して欠席しているような場合や転校に至るほどの精神的に苦痛を受けた場合)
※「児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し出があったとき」
(いじめ防止対策推進法28条より)

(2) 重大事態の対応についての留意事項

- 重大事態が発生した場合は、速やかに富山市教育委員会に報告し、その指導・支援のもと、管理職を中心に、学校全体で組織的に対応し、迅速に問題の解決に当たる。調査資料の分析を第三者(弁護士等)に依頼したり、必要に応じて新たな調査を実施したりすることで重大事態の調査とする場合もある。
- 調査に当たっては、重大事態にいたる要因となったいじめ行為について、発生時期、関係者、態様、背景事情、学校・教職員対応状況等の事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。
- 被害児童から聴き取りが可能な場合は、十分に聴き取るとともに、必要に応じて質問紙調査や聴き取り調査を行う。聴き取りが困難な場合は、保護者の意向を十分に聴取し、今後の調査方針について協議した上で調査を進める。
- 調査と並行して、いじめ行為の停止及び被害児童の安全確保を最優先に行い、継続的な心のケアや学校生活への復帰への支援、学習支援等を行う。また、被害児童及びその保護者に対して、情報を適切に提供する。
- 事案の内容に応じて、学年又は学校全体の保護者への説明の必要性を判断し、当事者の同意を得た上で、説明文書の配付や緊急保護者会の開催を行う。
- 事案によっては、報道機関への対応が生じる場合があるため、対応窓口を明確にし、富山市教育委員会と連携しながら適切に対応する。調査結果の公表の有無及び方法については、再発防止の観点を踏まえつつ、富山市情報公開条例(平成17年富山市条例第30号)に照らして適切に判断する。その際、児童又は保護者の心情に十分配慮し、不信感を生じさせることのないよう留意する。

【図1 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織】

(法第22条に基づく組織 <必置>)



【表1 いじめ対策委員会】

役 職	分担1	分担2	備考
校長	総 括		
教頭	総 務		
教頭	総 務		
教務主任	調査班	対応班	
教務主任	調査班	対応班	
生徒指導主事	調査班	対応班	
スクールカウンセラー		対応班	
スクールソーシャルワーカー		対応班	
各学年主任	調査班	対応班	
保健主事	調査班		
養護教諭	調査班		
特別支援コーディネーター		対応班	

【図2 いじめが起こった場合の組織的対応の流れ】

